

第77号（令和3年8月25日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【市民局窓口サービス課】 4
- △ 横浜市市民局区政支援部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則【市民局窓口サービス課】 5
- △ 手数料支払機による手数料収納事務の特例に関する規則の一部を改正する規則【会計室会計管理課】 6

【告示】

- △ 公印の新調【総務局行政マネジメント課】 7
- △ オンライン申請における戸籍課関係証明書の交付手数料の収納事務の委託【市民局窓口サービス課】 9
- △ 指定代理納付者の指定【市民局窓口サービス課】 10
- △ 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等の根拠となる条例等の名称及び条項その他必要事項【市民局窓口サービス課】 11
- △ 児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こども施設整備課】 12
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 13
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 14
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 16
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 17
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 20
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 22
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 23
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の再開【健康福祉局生活支援課】 24
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】 25
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 26
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 28
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 40
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の辞退【健康福祉局生活支援課】 43
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】 44
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新【健康福祉局医療援助課】 45
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更【健康福祉局医療援助課】 46
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止【健康福祉局医療援助課】 47
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局こころの健康相談センター】 48
- △ 保存すべき緑地の指定【環境創造局緑地保全推進課】 49
- △ 横浜国際港都建設計画地区計画の決定【建築局都市計画課】 50

△ 横浜国際港都建設計画用途地域の変更【建築局都市計画課】	51
△ 横浜国際港都建設計画高度地区の変更【建築局都市計画課】	52
△ 横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域の変更【建築局都市計画課】	53
△ 横浜国際港都建設計画緑化地域の変更【建築局都市計画課】	54
△ 横浜国際港都建設計画区域区分の変更【建築局都市計画課】	55
△ 道路協力団体の指定【道路局管理課】	56
【公告】	
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	57
△ 同【経済局商業振興課】	59
△ 同【経済局商業振興課】	60
△ 同【経済局商業振興課】	61
△ 同【経済局商業振興課】	62
△ 同【経済局商業振興課】	63
△ 環境影響評価書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】	64
△ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	65
△ 同【環境創造局水・土壤環境課】	66
△ 同【環境創造局水・土壤環境課】	67
△ 同【環境創造局水・土壤環境課】	68
△ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壤環境課】	69
△ 土地改良区の役員就退任の届出【環境創造局農政推進課】	70
△ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	71
△ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	72
△ 廃物の認定【資源循環局街の美化推進課】	73
△ 横浜国際港都建設計画公園の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	74
△ 同【建築局都市計画課】	75
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	76
△ 同【建築局調整区域課】	77
△ 同【建築局調整区域課】	78
△ 同【建築局調整区域課】	79
△ 同【建築局調整区域課】	80
△ 同【建築局調整区域課】	81
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	82
△ 建築基準法に基づく道路の一部廃止【建築局建築指導課】	83
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	84
△ 同【建築局建築指導課】	85
△ 同【建築局建築指導課】	86
△ 同【建築局建築指導課】	87
△ 同【建築局建築指導課】	88
△ 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所【都市整備局市街地整備調整課】	89
△ 土地区画整理組合の定款及び事業計画変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】	90
△ 土地区画整理組合の定款変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】	91
△ 川向町南耕地地区土地区画整理組合の事業計画変更の認可に係る関係図書の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】	92
△ 市街地再開発組合の定款変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】	93
【達】	
△ 横浜市郵送請求事務センター規程の一部改正【市民局窓口サービス課】	94

[区告示]		
△	認可地縁団体の告示事項の変更【南区地域振興課】	95
△	同【鶴見区地域振興課】	96
△	同【鶴見区地域振興課】	97
△	同【旭区地域振興課】	98
△	同【旭区地域振興課】	99
△	同【中区地域振興課】	100
△	同【磯子区地域振興課】	101
[区公告]		
△	自動車臨時運行許可番号標の失効【緑区総務課】	102
△	同【都筑区総務課】	103
[水道局]		
△	横浜市水道局水道事務所規程の一部を改正する規程【人事課】	107
△	令和3年度における横浜市水道局企業職員の夏季休暇の特例に関する規程【人事課】	108
[交通局]		
△	横浜市交通局企業職員就業規程の特例に関する規程【人事課】	109
[教育委員会]		
△	横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則【教育課程推進室】	110
[市選挙管理委員会]		
△	補欠選挙を行うべき事由の発生【選挙課】	111
△	選挙人名簿の登録についての被登録資格の決定の基準となる日等【選挙課】	112
[人事委員会]		
△	令和3年度における一般職職員の夏季休暇の特例に関する規則【調査課】	113
△	任用候補者名簿の失効【任用課】	114
[市会]		
△	横浜市会政務活動費の交付に関する条例施行規程等の一部改正【秘書広報課】	117
[職員共済組合]		
△	令和3年度変更事業計画及び予算【職員共済課】	118

規 則

横浜市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第52号

横浜市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

横浜市印鑑条例の一部を改正する条例（令和3年6月横浜市条例第29号）は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市市民局区政支援部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第53号

横浜市市民局区政支援部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則

横浜市市民局区政支援部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則（平成20年7月横浜市規則第81号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は」を「若しくは」に、「より送付されたもの等」を「よるもの等又は電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法（以下「電子申請」という。）によるもの」に改め、「受理及び」の次に「郵便等による」を加え、同条第2号中「より送付されたもの等」を「よるもの等又は電子申請によるもの」に改め、「受理及び」の次に「郵便等による」を加え、同条第3号及び第4号中「より送付された」を「よる」に改め、「受理及び」の次に「郵便等による」を加え、同条第5号中「より送付されたもの等」を「よるもの等又は電子申請によるもの」に改め、「及び」の次に「郵便等による」を加え、同条第6号中「より送付された」を「よる」に改め、「及び」の次に「郵便等による」を加え、同条第7号中「より送付されたもの等」を「よるもの等又は電子申請によるもの」に改め、「及び」の次に「郵便等による」を加え、同条第8号中「より送付された」を「よるもの等又は電子申請による」に改め、「及び」の次に「郵便等による」を加え、同条中第10号を第11号とし、同条第9号中「郵送等により送付された」を「郵便等による」に改め、「及び」の次に「郵便等による」を加え、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 印鑑登録証明書の交付の申請（横浜市印鑑条例（昭和52年3月横浜市条例第23号）第17条第4項の規定によるものに限る。）の受理及び郵便等による交付に関する事務

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

手数料支払機による手数料収納事務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第54号

手数料支払機による手数料収納事務の特例に関する規則の一部を改正する規則

手数料支払機による手数料収納事務の特例に関する規則（令和元年12月横浜市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中カを削り、キをカとし、クをキとし、ケをクとする。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

告 示










横 浜 市 告 示 第 476 号













公 印 の 新 調

次 の と お り 公 印 を 新 調 す る 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

公 印 の 名 称	使用開始 年 月 日	印 影
横浜市長職務代理者印（個人番号カード交付事務専用）	令和3年 8月30日	 (縦4ミリメートル、横15ミリメートル)
横浜市長職務代理者印（個人番号カード交付事務専用）	令和3年 8月30日	 (縦4ミリメートル、横15ミリメートル)
横浜市長職務代理者印（個人番号カード交付事務専用）	令和3年 8月30日	 (縦4ミリメートル、横15ミリメートル)
横浜市長職務代理者印（鶴見区住民基本台帳事務専用）	令和3年 8月30日	 (縦4ミリメートル、横15ミリメートル)
横浜市長職務代理者印（神奈川区住民基本台帳事務専用）	令和3年 8月30日	 (縦4ミリメートル、横15ミリメートル)
横浜市長職務代理者印（西区住民基本台帳事務専用）	令和3年 8月30日	 (縦4ミリメートル、横15ミリメートル)
横浜市長職務代理者印（中区住民基本台帳事務専用）	令和3年 8月30日	 (縦4ミリメートル、横15ミリメートル)
横浜市長職務代理者印（南区住民基本台帳事務専用）	令和3年 8月30日	 (縦4ミリメートル、横15ミリメートル)
横浜市長職務代理者印（港南区住民基本台帳事務専用）	令和3年 8月30日	 (縦4ミリメートル、横15ミリメートル)

横浜市長職務代理者印（保土ヶ谷区住民基本台帳事務専用）	令和3年 8月30日	 (縦4ミリメートル、横15ミリメートル)
横浜市長職務代理者印（旭区住民基本台帳事務専用）	令和3年 8月30日	 (縦4ミリメートル、横15ミリメートル)
横浜市長職務代理者印（磯子区住民基本台帳事務専用）	令和3年 8月30日	 (縦4ミリメートル、横15ミリメートル)
横浜市長職務代理者印（金沢区住民基本台帳事務専用）	令和3年 8月30日	 (縦4ミリメートル、横15ミリメートル)
横浜市長職務代理者印（港北区住民基本台帳事務専用）	令和3年 8月30日	 (縦4ミリメートル、横15ミリメートル)
横浜市長職務代理者印（緑区住民基本台帳事務専用）	令和3年 8月30日	 (縦4ミリメートル、横15ミリメートル)
横浜市長職務代理者印（青葉区住民基本台帳事務専用）	令和3年 8月30日	 (縦4ミリメートル、横15ミリメートル)
横浜市長職務代理者印（都筑区住民基本台帳事務専用）	令和3年 8月30日	 (縦4ミリメートル、横15ミリメートル)
横浜市長職務代理者印（戸塚区住民基本台帳事務専用）	令和3年 8月30日	 (縦4ミリメートル、横15ミリメートル)
横浜市長職務代理者印（栄区住民基本台帳事務専用）	令和3年 8月30日	 (縦4ミリメートル、横15ミリメートル)
横浜市長職務代理者印（泉区住民基本台帳事務専用）	令和3年 8月30日	 (縦4ミリメートル、横15ミリメートル)
横浜市長職務代理者印（瀬谷区住民基本台帳事務専用）	令和3年 8月30日	 (縦4ミリメートル、横15ミリメートル)

横浜市告示第 477 号

オンライン申請における戸籍課関係証明書の交付手数料
の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、オンライン申請における戸籍課関係証明書の交付手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社グラフィ ー 代表取締役 石 井 大 地	東京都渋谷区千駄ヶ 谷1丁目2番3号	令和3年9月1日 から令和4年3月 31日まで

横 浜 市 告 示 第 478 号

指 定 代 理 納 付 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 231 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に
よ り 、 次 の と お り 指 定 代 理 納 付 者 を 指 定 し た 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 代 理 納 付 者 の 名 称
S B ペ イ メ ン ト サ ー ビ ス 株 式 会 社
- 2 指 定 代 理 納 付 者 の 主 た る 事 務 所 の 所 在 地
東 京 都 港 区 東 新 橋 1 丁 目 9 番 2 号
- 3 指 定 代 理 納 付 者 に 納 付 さ せ る 歳 入
オ ン ラ イ ン 申 請 に お け る 戸 籍 課 関 係 証 明 書 の 交 付 手 数 料
- 4 指 定 代 理 納 付 者 に 歳 入 を 納 付 さ せ る 期 間
令 和 3 年 9 月 1 日 か ら 令 和 4 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 告 示 第 479 号

電 子 情 報 処 理 組 織 を 使 用 す る 方 法 そ の 他 の 情 報 通 信 の 技 術 を 利 用 す る 方 法 に よ り 行 う 手 続 等 の 根 拠 と な る 条 例 等 の 名 称 及 び 条 項 そ の 他 必 要 事 項

横 浜 市 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の 利 用 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 (平 成 17 年 2 月 横 浜 市 規 則 第 20 号) 第 3 条 の 規 定 に よ り、電 子 情 報 処 理 組 織 を 使 用 す る 方 法 そ の 他 の 情 報 通 信 の 技 術 を 利 用 す る 方 法 に よ り 行 う 手 続 等 に つ い て、次 の と お り 当 該 手 続 等 の 根 拠 と な る 条 例 等 の 名 称 及 び 条 項 そ の 他 必 要 事 項 を 告 示 す る。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

条 例 等 の 名 称	条 項	適 用 開 始 日
横 浜 市 印 鑑 条 例 (昭 和 52 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 23 号)	第 17 条 第 4 項	令 和 3 年 9 月 1 日

横 浜 市 告 示 第 480 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 3 年 4 月 1 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 3 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	フ ェ ア リ ー テ イ ル み ら い
設 置 者	株 式 会 社 オ レ ン ジ プ ラ ネ ッ ト
代 表 者	代 表 取 締 役 小 倉 康 司
施 設 長	橋 本 真 由 美
規 模 （ 延 床 面 積 ）	335.94 m ²
定 員	61 人
所 在 地	鶴 見 区 寺 谷 二 丁 目 1 番 11 号

横 浜 市 告 示 第 481 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 3 年 4 月 1 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 3 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	マ フ ィ ス 白 楽 ナ ー サ リ ー
設 置 者	オ ク シ イ 株 式 会 社
代 表 者	代 表 取 締 役 高 田 麻 衣 子
施 設 長	井 本 厚 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	250.59 m ²
定 員	54 人
所 在 地	神 奈 川 区 六 角 橋 一 丁 目 20 番 19 号

横浜市告示第 482 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和3年5月1日	日吉泌尿器科・腎臓内科	港北区箕輪町一丁目24番9号
令和3年5月23日	横浜駅西口歯科	神奈川区鶴屋町2丁目24番地の1
令和3年6月1日	スマイル薬局	中区港町5丁目18番地
同	みなとメンタルクリニック	中区相生町6丁目109番地
同	さくら薬局横浜井土ヶ谷下町店	南区井土ヶ谷下町213番地
同	薬局・マドンナ	南区大岡五丁目1番3号
同	ベルディーナクリニック	港北区高田西三丁目1番13号
同	医療法人神奈川千雅マリアの丘クリニック	緑区上山二丁目35番2号
令和3年7月1日	しんこやす耳鼻咽喉科・漢方内科	神奈川区新子安一丁目33番15号
同	ドリーム薬局横浜西口店	神奈川区鶴屋町2丁目23番地の2
同	医療法人社団勇和会鶴屋町ハーバーデンタルクリニック	神奈川区鶴屋町3丁目32番地の8
同	よつば内科・漢方クリニック	中区長者町9丁目175番地
同	ハックドラッグベイタウン本牧5番街薬局	中区本牧原12番
同	メディカルパーク上大岡	港南区上大岡西一丁目18番3号
同	クリエイト薬局保土ヶ谷	保土ヶ谷区権太坂

	権太坂店	三丁目8番16号
同	横浜権太坂中央クリニック	保土ヶ谷区権太坂三丁目8番16号
同	はるみクリニック	磯子区杉田二丁目3番5号
同	オリーブ薬局新横浜店	港北区大豆戸町1, 180番地の1
同	スター薬局東戸塚店	戸塚区品濃町516番地の5
同	東戸塚駅前なかやまクリニック内視鏡内科・内科・心療内科	戸塚区品濃町516番地の5
令和3年8月1日	横浜馬車道デンタル	中区住吉町6丁目69番地

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和3年6月1日	株式会社ライフウェル	戸塚区平戸三丁目44番12号	ライフウェル訪問看護ステーション横浜南	南区日枝町5丁目127番地の9
同	株式会社アンビス	東京都中央区八重洲2丁目7番2号	医心館訪問看護ステーション金沢文庫	金沢区釜利谷東二丁目3番7号
同	株式会社日本アメニティライフ協会	青葉区みたけ台5番地の10	よつ葉よこはま	戸塚区品濃町509番地の1

横浜市告示第 483 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文子

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和3年8月1日	佐藤勝志	ライフステーションラクーマッサージュ石川町	中区寿町1丁目2番3号
同	鬼山晃次	くろまく整骨院	磯子区杉田一丁目5番7号
同	酒井寿	はり灸指圧マッサージュユリ治療室	金沢区谷津町149番地の4
同	古川典道	マッサージライフステーションラクー	港北区菊名六丁目14番10号
同	入江由晃	妙蓮寺整骨院	港北区仲手原二丁目21番9号
同	佐伯和彦	同	同
同	金子真貴	はり・きゅう・マッサージみどりの風	都筑区川和町1,471番地
同	佐藤勇希	工藤総合接骨院	都筑区中川一丁目25番5号
同	田中慶樹	同	同
同	深沢優輔	ひかりの整骨院 アピタ戸塚店	戸塚区上倉田町769番地の1

横浜市告示第 484 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
平成29年 10月23日	イツミ薬局	(新) 泉区和泉中央北四丁目 1番5号
		(旧) 泉区和泉町 3,740番地

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
平成27年 9月1日	グッドフェイス株式会社	(新) 港北区樽町四丁目5番3号	訪問看護リハビリステーションホーム	港北区樽町四丁目5番3号
		(旧) 港北区高田西三丁目29番2号		
平成28年 12月19日	株式会社ライフウェル	(新) 戸塚区平戸三丁目44番12号	ライフウェル訪問看護リハビリステーション青葉台	青葉区松風台13番地の5
		(旧) 東京都町田市原町田4丁目5番7号		
令和2年 4月1日	株式会社ハンドベル・ケア	(新) 東京都板橋区舟渡1丁目13番10号	訪問看護ステーションケアピリカ横浜港南	港南区下永谷六丁目7番23号
		(旧) 東京都板橋区小豆沢2丁目19番11号		

令和3年 5月24日	特定非営利 活動法人訪 問看護ステ ーションコ スモス	(新)東京都台 東区日本堤 1丁目1番 7号	訪問看護ステ ーションコス モス寿	中区松影町3 丁目11番地の 2
		(旧)東京都台 東区日本堤 1丁目12番 6号		
令和3年 6月1日	株式会社H RS	鶴見区鶴見 中央四丁目 43番4号	(新)ハッピーリ ハビリ訪問看 護ステーション	鶴見区鶴見中 央四丁目43番 4号
			(旧)東太田リハ ビリ訪問看護 ステーション	
令和3年 6月7日	株式会社ア ンビス	(新)東京都中 央区八重洲 2丁目7番 2号	医心館訪問看 護ステーション 上大岡	港南区大久保 一丁目11番13 号
		(旧)東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号		
同	同	(新)東京都中 央区八重洲 2丁目7番 2号	医心館訪問看 護ステーション 新横浜	港北区岸根町 455番地の1
		(旧)東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号		
同	同	(新)東京都中 央区八重洲 2丁目7番 2号	(新)医心館訪問 看護ステーション 横浜都筑	都筑区早渕三 丁目34番60号
		(旧)東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号	(旧)訪問看護ス テーションア ンビス横浜都 筑	
同	同	(新)東京都中	医心館訪問看	戸塚区品濃町

		中央区八重洲 2丁目7番 2号 (旧)東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号	護ステーション 東戸塚	554番地の2
同	同	(新)東京都中 央区八重洲 2丁目7番 2号 (旧)東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号	(新)医心館訪問 看護ステーション 横浜立場 (旧)訪問看護ス テーションア ンビス横浜立 場	泉区中田北一 丁目8番30号

横浜市告示第 485 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文子

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和3年 4月1日	加瀬 賢二	(新)天王町そよか ぜ整骨院	(新)保土ヶ谷区天王 町2丁目46番地の 2
		(旧)さくら接骨院 戸塚院	(旧)戸塚区吉田町 884番地
令和3年 7月1日	小澤 知亨	(新)フレアス在宅 マッサージ横浜 鶴見施術所	鶴見区鶴見中央一 丁目2番4号
		(旧)マッサージ・ レイス治療院横 浜鶴見	
同	相馬 亜美	(新)フレアス在宅 マッサージ横浜 鶴見施術所	同
		(旧)マッサージ・ レイス治療院横 浜鶴見	
同	原 桃子	(新)フレアス在宅 マッサージ横浜 鶴見施術所	同
		(旧)マッサージ・ レイス治療院横 浜鶴見	
同	増井 敬子	(新)フレアス在宅 マッサージ横浜 鶴見施術所	同
		(旧)マッサージ・ レイス治療院横 浜鶴見	

同	横 山 卓 生	(新)フレアス在宅 マッサージ横浜 鶴見施術所	同
		(旧)マッサージ・ レイス治療院横 浜鶴見	

横浜市告示第 486 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和3年4月27日	米川薬局	金沢区平潟町19番3号
令和3年5月22日	横浜駅西口歯科	西区北幸二丁目10番50号
令和3年5月31日	みなとメンタルクリニック	中区相生町6丁目109番地
同	スマイル薬局	中区尾上町5丁目73番地
同	さくら薬局横浜井土ケ谷下町店	南区井土ケ谷下町213番地
同	薬局・マドンナ	南区大岡三丁目7番11号
同	ベルディーナ高田クリニック	港北区高田西三丁目1番13号
同	医療法人神奈川千雅マリアの丘クリニック	緑区上山二丁目35番1号
令和3年6月30日	むや歯科医院	港南区港南台七丁目25番37号
同	小泉だるま薬局	保土ケ谷区宮田町1丁目1番地の1
令和3年7月15日	八木在宅クリニック	泉区和泉中央南四丁目21番28号
令和3年7月31日	三宅歯科医院	港南区港南台四丁目9番18号

横浜市告示第 487 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	氏名	名称	所在地
令和2年 8月4日	寺崎 充紀	株式会社ヘルス アンドソーシャ ルケア事業団さ くら訪問マッサ ージ	神奈川区沢渡1番 地の2
令和3年 6月10日	三村 努	はり・マッサー ジワタナベ治療 室	磯子区磯子三丁目 6番32号
令和3年 6月30日	林 邦彦	からだ元気治療 院港北ニュータ ウン店	緑区台村町 352番 地の13
令和3年 7月6日	大島 才史	株式会社ヘルス アンドソーシャ ルケア事業団さ くら訪問マッサ ー	神奈川区沢渡1番 地の2

横浜市告示第 488 号

生活保護法に基づく指定医療機関の再開

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を、次のとおり再開した旨の届出があった。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文子

診療所又は薬局

再開年月日	名称	所在地
令和3年6月1日	あいかわクリニック	都筑区茅ヶ崎南五丁目4番17号

横浜市告示第 489 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文子

診療所又は薬局

辞退年月日	名 称	所在地
令和3年7月31日	ほんごう歯科	栄区元大橋一丁目2番14号

横浜市告示第 490 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年7月1日	S O M P O ケア株式会社	東京都品川区東品川4丁目12番8号	S O M P O ケア日吉西訪問介護	港北区下田町六丁目20番23号

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年10月1日	日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	日本調剤鶴屋町薬局	神奈川区鶴屋町2丁目25番地の1
令和3年2月1日	柿山知子	東京都新宿区下落合3丁目4番24号	白楽駅前歯科	神奈川区白楽100番地

3 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年7月1日	セントケア神奈川株式会社	中区太田町4丁目55番地	セントケアホーム港南	港南区野庭町2,510番地の1
同	同	同	セントケアホーム保土ヶ谷	保土ヶ谷区上星川二丁目49番24号
同	同	同	セントケアホーム東戸塚	戸塚区川上町760番地
同	医療法人社団ピーエムエー	戸塚区東俣野町911番地	グループホームソフィアとつか	戸塚区東俣野町959番地の1

4 居宅介護支援事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和3年7月1日	S O M P O ケア株式会社	東京都品川区東品川4丁目12番8号	S O M P O ケア日吉西居宅介護支援	港北区下田町六丁目20番23号

5 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和2年10月1日	日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	日本調剤鶴屋町薬局	神奈川県鶴屋町2丁目25番地の1
令和3年2月1日	柿山知子	東京都新宿区下落合3丁目4番24号	白楽駅前歯科	神奈川県白楽100番地

6 介護予防事業者（介護予防認知症対応型共同生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和3年7月1日	セントケア神奈川株式会社	中区太田町4丁目55番地	セントケアホーム港南	港南区野庭町2,510番地の1
同	同	同	セントケアホーム保土ヶ谷	保土ヶ谷区上星川二丁目49番24号
同	同	同	セントケアホーム東戸塚	戸塚区川上町760番地
同	医療法人社団ピーエムエー	戸塚区東俣野町911番地	グループホームソフィアとつか	戸塚区東俣野町959番地の1

7 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和3年7月1日	S O M P O ケア株式会社	東京都品川区東品川4丁目12番8号	S O M P O ケア日吉西訪問介護	港北区下田町六丁目20番23号

横浜市告示第 491 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年4月1日	(新)ファミリー・ホスピス株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	訪問介護ファミリー・ホスピス大口	神奈川県松見町1丁目18番地の3
	(旧)カイロス・アンド・カンパニー株式会社			
同	(新)ファミリー・ホスピス株式会社	同	訪問介護ファミリー・ホスピス江田	青葉区荏田北三丁目3番地の11
	(旧)カイロス・アンド・カンパニー株式会社			
同	(新)ファミリー・ホスピス株式会社	同	訪問介護ファミリー・ホスピス本郷台	栄区小菅ケ谷三丁目31番16号
	(旧)カイロス・アンド・カンパニー株式会社			
令和3年4月26日	セントケア神奈川株式会社	中区太田町4丁目55番地	セントケア港北	(新)港北区新羽町1,293番地の1
				(旧)港北区北新横浜一丁目2番地の5
令和3年5月1日	株式会社からし菜	瀬谷区本郷一丁目34番地の64	ヘルパーステーションからし菜	(新)瀬谷区中屋敷一丁目13番地の6
				(旧)保土ケ谷区川辺町6番地の3
令和3年5月28日	テルウェル東日本株式	東京都渋谷区千駄ヶ谷	テルウェル東日本二俣川介	(新)旭区二俣川2丁目56番地

	会社	5丁目14番 9号	護センター	(旧)旭区二俣川 1丁目46番地 の11
令和3年 6月1日	ミモザ株式 会社	東京都品川 区南品川2 丁目2番5 号	(新)ミモザヘル パーステーシ ョン横浜霧が 丘	緑区霧が丘五 丁目25番地 の1
			(旧)ミモザ在宅 療養支援ステ ーション横濱 花水木苑	
令和3年 6月7日	株式会社ア ンビス	(新)東京都中 央区八重洲 2丁目7番 2号	医心館訪問介 護ステーション 上大岡	港南区大久保 一丁目11番 13号
		(旧)東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号		
同	同	(新)東京都中 央区八重洲 2丁目7番 2号	医心館訪問介 護ステーション 金沢文庫	金沢区釜利谷 東二丁目3番 7号
		(旧)東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号		
同	同	(新)東京都中 央区八重洲 2丁目7番 2号	医心館訪問介 護ステーション 新横浜	港北区岸根町 455番地の1
		(旧)東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号		
同	同	(新)東京都中 央区八重洲 2丁目7番 2号	(新)医心館訪問 介護ステーション 横浜都筑	都筑区早渕三 丁目34番60号
		(旧)東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号	(旧)訪問介護ス テーションア ンビス横浜都 筑	
同	同	(新)東京都中 央区八重洲 2丁目7番 2号	医心館訪問介 護ステーション 東戸塚	戸塚区品濃町 554番地の2
		(旧)東京都中		

		中央区京橋1丁目1番1号		
同	同	(新)東京都中洲中央区八重洲2丁目7番2号	(新)医心館訪問介護ステーション横浜立	泉区中田北一丁目8番30号
		(旧)東京都中央区京橋1丁目1番1号	(旧)訪問介護ステーション横浜立	
令和3年6月11日	有限会社イカリ薬局	旭区中希望が丘101番地	メディケア介護希望が丘	(新)旭区中希望が丘113番地の9 (旧)旭区中希望が丘97番地の23

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成31年4月1日	オプティメッドあいず株式会社	(新)瀬谷区三ツ境19番地の14	あいず訪問看護ステーション	瀬谷区三ツ境19番地の14
		(旧)東京都中央区京橋3丁目10番1号		
令和2年12月10日	株式会社グイータ	緑区中山一丁目5番12号	元気訪問看護リハステーション	(新)緑区中山一丁目5番12号
				(旧)緑区中山四丁目31番23号
令和3年4月1日	(新)ファミリー・ホスピス株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	訪問看護ファミリー・ホスピス大口	神奈川県松見町1丁目18番地の3
	(旧)カイロス・アンド・カンパニー株式会社			
同	(新)ファミリー・ホスピス株式会社	同	訪問看護ファミリー・ホスピス江田	青葉区荏田北三丁目3番地の11
	(旧)カイロス・アンド・カンパニー株式会社			
同	(新)ファミリー・ホスピス株式会社	同	訪問看護ファミリー・ホスピス本郷台	栄区小菅ケ谷三丁目31番16号

	(旧) カイロス・アンド・カンパニー株式会社			
令和3年5月24日	特定非営利活動法人訪問看護サービス	(新) 東京都台東区日本堤1丁目1番7号	訪問看護ステーションコスモス寿	中区松影町3丁目11番地の2
		(旧) 東京都台東区日本堤1丁目12番6号		
令和3年6月1日	株式会社HRS	鶴見区鶴見中央4丁目43番4号	(新) ハッピーリハビリ訪問看護ステーション	鶴見区鶴見中央4丁目43番4号
			(旧) 東太田リハビリ訪問看護ステーション	
令和3年6月7日	株式会社アンビス	(新) 東京都中央区八重洲2丁目7番2号	医心館訪問看護ステーション上大岡	港南区大久保一丁目11番13号
		(旧) 東京都中央区京橋1丁目1番1号		
同	同	(新) 東京都中央区八重洲2丁目7番2号	医心館訪問看護ステーション金沢文庫	金沢区釜利谷東二丁目3番7号
		(旧) 東京都中央区京橋1丁目1番1号		
同	同	(新) 東京都中央区八重洲2丁目7番2号	医心館訪問看護ステーション新横浜	港北区岸根町455番地の1
		(旧) 東京都中央区京橋1丁目1番1号		
同	同	(新) 東京都中央区八重洲2丁目7番2号	(新) 医心館訪問看護ステーション横浜都筑	都筑区早渕三丁目34番60号
		(旧) 東京都中	(旧) 訪問看護ス	

		中央区京橋1丁目1番1号	テーションア ンビス横浜都 筑	
同	同	(新)東京都中洲 中央区八重洲 2丁目7番 2号 (旧)東京都中 中央区京橋1 丁目1番1 号	医心館訪問看 護ステーション 東戸塚	戸塚区品濃町 554番地の2
同	同	(新)東京都中洲 中央区八重洲 2丁目7番 2号 (旧)東京都中 中央区京橋1 丁目1番1 号	(新)医心館訪問 看護ステーション 横浜立 場 (旧)訪問看護ス テーションア ンビス横浜立 場	泉区中田北一 丁目8番30号

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年 12月1日	医療法人社 団弘久会	(新)中区弥生 町2丁目15 番地の1	保土ヶ谷小柳 歯科クリニック	(新)保土ヶ谷区 初音ヶ丘44番 7号
		(旧)保土ヶ谷 区初音ヶ丘 71番1号		(旧)保土ヶ谷区 初音ヶ丘71番 1号

4 居宅介護事業者（通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年 6月4日	(新)株式会社 HASC事業 団	神奈川区沢 渡1番地の 2	さくらデイリ ハセンター	南区前里町3 丁目80番地
	(旧)株式会社 ヘルスアン ドソーシャ ルケア事業 団			

5 居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年 4月22日	ウォーター ケア横浜株 式会社	西区平沼一 丁目2番24 号	(新)一織庵別所	(新)南区别所五 丁目2番10号
			(旧)一織庵井土 ヶ谷	(旧)南区井土ヶ 谷下町28番地 の6

令和3年 6月1日	株式会社H RS	鶴見区鶴見 中央四丁目 43番4号	(新)リハビリス タジオハッピ ー	鶴見区鶴見中 央四丁目43番 4号
			(旧)東太田リハ ビリデイサー ビス	
令和3年 6月4日	(新)株式会社 HASC事業 団	神奈川区沢 渡1番地の 2	さくらデイリ ハセンター東 戸塚	戸塚区品濃町 545番地の30
	(旧)株式会社 ヘルスアン ドソーシャ ルケア事業 団			

6 看護小規模多機能型居宅介護

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和3年 4月1日	(新)ファミリ ー・ホスピ ス株式会社	東京都千代 田区丸の内 3丁目3番 1号	ファミリー・ ホスピス本郷 台ハウス	栄区小菅ケ谷 三丁目31番 16号
	(旧)カイロス ・アンド・ カンパニー 株式会社			

7 居宅介護支援事業者

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護支援 事業所の名称	居宅介護支援 事業所の所在 地
令和3年 4月1日	医療法人コ ムニカ	港南区港南 台三丁目22 番15号	ホームケアク リニック横浜 港南	(新)港南区港南 台三丁目22番 15号
				(旧)港南区港南 台三丁目17番 12号
令和3年 4月26日	セントケア 神奈川株式 会社	中区太田町 4丁目55番 地	セントケア港 北	(新)港北区新羽 町1,293番地 の1
				(旧)港北区北新 横浜一丁目2 番地の5
令和3年 5月28日	テルウェル 東日本株式 会社	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 5丁目14番 9号	テルウェル東 日本二俣川ケ ンセン アプラセン タ	(新)旭区二俣川 2丁目56番地
				(旧)旭区二俣川 1丁目46番地 の11
令和3年 6月7日	株式会社ア ンビス	(新)東京都中 央区八重洲	医心館居宅介 護支援事業所	港北区岸根町 455番地の1

		2丁目7番 2号	新横浜	
		(旧)東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号		
同	同	(新)東京都中 央区八重洲 2丁目7番 2号	(新)医心館居宅 介護支援事業 所横浜都筑	都筑区早渕三 丁目34番60号
		(旧)東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号	(旧)居宅介護支 援事業所アン ビス横浜都筑	
同	同	(新)東京都中 央区八重洲 2丁目7番 2号	医心館居宅介 護支援事業所 東戸塚	戸塚区品濃町 554番地の2
		(旧)東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号		
令和3年 6月11日	有限会社イ カリ薬局	旭区中希望 が丘101番 地	メディケアプ ラン希望が丘	(新)旭区中希望 が丘113番地 の9 (旧)旭区中希望 が丘97番地の 23

8 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
平成31年 4月1日	オプティメ ッドあいず 株式会社	(新)瀬谷区三 ツ境19番地 の14 (旧)東京都中 央区京橋3 丁目10番1 号	あいず訪問看 護ステーション	瀬谷区三ツ境 19番地の14
令和2年 12月10日	株式会社ヴ イータ	緑区中山一 丁目5番12 号	元気訪問看護 リハステーション	(新)緑区中山一 丁目5番12号 (旧)緑区中山四 丁目31番23号
令和3年 4月1日	(新)ファミリ ー・ホスピ ス株式会社 (旧)カイロス ・アンド・ カンパニー	東京都千代 田区丸の内 3丁目3番 1号	訪問看護ファ ミリー・ホス ピス大口	神奈川区松見 町1丁目18番 地の3

	株式会社			
同	(新)ファミリース株式会社 (旧)カイロス・アンド・カンパニー株式会社	同	訪問看護ファミリース江田	青葉区荏田北三丁目3番地の11
同	(新)ファミリース株式会社 (旧)カイロス・アンド・カンパニー株式会社	同	訪問看護ファミリース本郷台	栄区小菅ケ谷三丁目31番16号
令和3年5月24日	特定非営利活動法人訪問看護サービス	(新)東京都台東区日本堤1丁目1番7号 (旧)東京都台東区日本堤1丁目12番6号	訪問看護ステーションコスモス寿	中区松影町3丁目11番地の2
令和3年6月1日	株式会社HRS	鶴見区鶴見中央四丁目43番4号	(新)ハッピーリハビリ訪問看護ステーション (旧)東太田リハビリ訪問看護ステーション	鶴見区鶴見中央四丁目43番4号
令和3年6月7日	株式会社アビス	(新)東京都中央区八重洲2丁目7番2号 (旧)東京都中央区京橋1丁目1番1号	医心館訪問看護ステーション上大岡	港南区大久保一丁目11番13号
同	同	(新)東京都中央区八重洲2丁目7番2号 (旧)東京都中央区京橋1丁目1番1号	医心館訪問看護ステーション金沢文庫	金沢区釜利谷東二丁目3番7号
同	同	(新)東京都中央区八重洲	医心館訪問看護ステーション	港北区岸根町455番地の1

		2丁目7番 2号	ン新横浜	
		(旧)東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号		
同	同	(新)東京都中 央区八重洲 2丁目7番 2号	(新)医心館訪 問看護ステ ーション横 浜都筑	都筑区早 渕三丁目 34番60 号
		(旧)東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号	(旧)訪問看 護ステーション 横浜都筑	
同	同	(新)東京都中 央区八重洲 2丁目7番 2号	医心館訪問 看護ステーション 東戸塚	戸塚区品 濃町554 番地の2
		(旧)東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号		
同	同	(新)東京都中 央区八重洲 2丁目7番 2号	(新)医心館訪 問看護ステ ーション横 浜立	泉区中 田北一丁 目8番30 号
		(旧)東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号	(旧)訪問看 護ステーション 横浜立	

9 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年 12月1日	医療法人社 団弘久会	(新)中区弥生 町2丁目15 番地の1	保土ヶ谷小柳 歯科クリニック	(新)保土ヶ谷区 初音ヶ丘44番 7号
		(旧)保土ヶ谷 区初音ヶ丘 71番1号		(旧)保土ヶ谷区 初音ヶ丘71番 1号

10 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和3年 4月1日	(新)ファミリ ー・ホスピ ス株式会社 (旧)カイロス	東京都千代 田区丸の内 3丁目3番 1号	訪問介護フ ァミリー・ホ スピス大口	神奈川区松 見町1丁目18 番地の3

	・ア ン ド ・ カ ン パ ニ ー 株 式 会 社			
同	(新)フ ァ ミ リ ー ・ ホ ス ピ ス 株 式 会 社 (旧)カ イ ロ ス ・ ア ン ド ・ カ ン パ ニ ー 株 式 会 社	同	訪 問 介 護 フ ァ ミ リ ー ・ ホ ス ピ ス 江 田	青 葉 区 荏 田 北 三 丁 目 3 番 地 の 11
同	(新)フ ァ ミ リ ー ・ ホ ス ピ ス 株 式 会 社 (旧)カ イ ロ ス ・ ア ン ド ・ カ ン パ ニ ー 株 式 会 社	同	訪 問 介 護 フ ァ ミ リ ー ・ ホ ス ピ ス 本 郷 台	栄 区 小 菅 ケ 谷 三 丁 目 31 番 16 号
令 和 3 年 5 月 1 日	株 式 会 社 か ら し 菜	瀬 谷 区 本 郷 一 丁 目 34 番 地 の 64	ヘ ル パ ー ス テ ー シ ョ ン か ら し 菜	(新)瀬 谷 区 中 屋 敷 一 丁 目 13 番 地 の 6 (旧)保 土 ケ 谷 区 川 辺 町 6 番 地 の 3
令 和 3 年 5 月 28 日	テ ル ウ ェ ル 東 日 本 株 式 会 社	東 京 都 渋 谷 区 千 駄 ヶ 谷 5 丁 目 14 番 9 号	テ ル ウ ェ ル 東 日 本 二 俣 川 介 護 セ ン タ	(新)旭 区 二 俣 川 2 丁 目 56 番 地 (旧)旭 区 二 俣 川 1 丁 目 46 番 地 の 11
令 和 3 年 6 月 1 日	ミ モ ザ 株 式 会 社	東 京 都 品 川 区 南 品 川 2 丁 目 2 番 5 号	(新)ミ モ ザ ヘ ル パ ー ス テ ー シ ヨ ン 横 浜 霧 が 丘 (旧)ミ モ ザ 在 宅 療 養 支 援 ス テ ー シ ョ ン 横 濱 花 水 木 苑	緑 区 霧 が 丘 五 丁 目 25 番 地 の 1
令 和 3 年 6 月 7 日	株 式 会 社 ア ン ビ ス	(新)東 京 都 中 央 区 八 重 洲 2 丁 目 7 番 2 号 (旧)東 京 都 中 央 区 京 橋 1 丁 目 1 番 1 号	医 心 館 訪 問 介 護 ス テ ー シ ョ ン 上 大 岡	港 南 区 大 久 保 一 丁 目 11 番 13 号
同	同	(新)東 京 都 中 央 区 八 重 洲 2 丁 目 7 番 2 号	医 心 館 訪 問 介 護 ス テ ー シ ョ ン 金 沢 文 庫	金 沢 区 釜 利 谷 東 二 丁 目 3 番 7 号

		(旧) 東京都中央区京橋1丁目1番1号		
同	同	(新) 東京都中央区八重洲2丁目7番2号 (旧) 東京都中央区京橋1丁目1番1号	医心館訪問介護ステーション新横浜	港北区岸根町455番地の1
同	同	(新) 東京都中央区八重洲2丁目7番2号 (旧) 東京都中央区京橋1丁目1番1号	(新) 医心館訪問介護ステーション横浜都筑 (旧) 訪問介護ステーションアビス横浜都筑	都筑区早渕三丁目34番60号
同	同	(新) 東京都中央区八重洲2丁目7番2号 (旧) 東京都中央区京橋1丁目1番1号	医心館訪問介護ステーション東戸塚	戸塚区品濃町554番地の2
同	同	(新) 東京都中央区八重洲2丁目7番2号 (旧) 東京都中央区京橋1丁目1番1号	(新) 医心館訪問介護ステーション横浜立場 (旧) 訪問介護ステーションアビス横浜立場	泉区中田北一丁目8番30号
令和3年6月11日	有限会社イカリ薬局	旭区中希望が丘101番地	メディケア介護希望が丘	(新) 旭区中希望が丘113番地の9 (旧) 旭区中希望が丘97番地の23

11 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和3年	株式会社H	鶴見区鶴見	(新) リハビリス	鶴見区鶴見中

6 月 1 日	R S	中 央 四 丁 目 43 番 4 号	タ ジ オ ハ ッ ピ ー (旧) 東 太 田 リ ハ ビ リ デ イ サ ー ビ ス	央 四 丁 目 43 番 4 号
令 和 3 年 6 月 4 日	(新) 株 式 会 社 H A S C 事 業 団 (旧) 株 式 会 社 ヘ ル ス ア ン ド ソ ー シ ャ ル ケ ア 事 業 団	神 奈 川 区 沢 渡 1 番 地 の 2	さ く ら デ イ リ ハ セ ン タ ー	南 区 前 里 町 3 丁 目 80 番 地
同	(新) 株 式 会 社 H A S C 事 業 団 (旧) 株 式 会 社 ヘ ル ス ア ン ド ソ ー シ ャ ル ケ ア 事 業 団	同	さ く ら デ イ リ ハ セ ン タ ー 東 戸 塚	戸 塚 区 品 濃 町 545 番 地 の 30

横浜市告示第 492 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文子

1 介護保険施設（介護老人保健施設）

廃止年月日	名称	所在地
令和3年5月31日	介護老人保健施設ベルディーナ高田	港北区高田西三丁目1番12号

2 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年5月31日	株式会社中央防災技研	神奈川県富家町1番地の13	株式会社中央防災クリンライフケア事業所 鶴見事業所	鶴見区潮田町1丁目8番地
令和3年6月30日	株式会社和光	港南区丸山台二丁目2番6号	和光ピュアライト	港南区丸山台二丁目2番6号

3 居宅介護事業者（訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年3月31日	医療法人社団一準会	泉区岡津町2,236番地	ポールのクリニック	中区不老町3丁目14番地の5
同	医療法人コムニカ	港南区港南台三丁目17番12号	ホームケアクリニック 横浜港南	港南区港南台三丁目17番12号

4 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年3月31日	医療法人社団一準会	泉区岡津町2,236番地	ポールのクリニック	中区不老町3丁目14番地の5
同	医療法人コムニカ	港南区港南台三丁目17番12号	ホームケアクリニック 横浜港南	港南区港南台三丁目17番12号

令和3年 4月30日	林 敏 雄	鶴見区矢向 二丁目14番 7号	林 医 院	鶴見区矢向 二丁目14番 7号
---------------	-------	-----------------------	-------	-----------------------

5 居宅介護事業者（通所リハビリテーション）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事 業所の名称	居宅介護事 業所の所在地
令和3年 5月31日	医療法人緑樹会	青葉区しら とり台1番 地の12	介護老人保 健施設ベル ディーナ高 田	港北区高田 西三丁目1 番12号

6 居宅介護事業者（短期入所療養介護）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事 業所の名称	居宅介護事 業所の所在地
令和3年 5月31日	医療法人緑樹会	青葉区しら とり台1番 地の12	介護老人保 健施設ベル ディーナ高 田	港北区高田 西三丁目1 番12号

7 居宅介護支援事業者

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護支 援事業所の 名称	居宅介護支 援事業所の 所在地
令和3年 5月31日	医療法人社団愛 優会	東京都江戸 川区西葛西 3丁目11番 8号	居宅介護支 援事業所老 健リハビリ よこはま	旭区金が谷 614番地の 3
同	株式会社杏の樹	栄区上郷町 1,151番地 の127	ケアステー ション中西	栄区上郷町 1,151番地 の127

8 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	介護予防事 業所の名称	介護予防事 業所の所在地
令和3年 3月31日	医療法人社団一 準会	泉区岡津町 2,236番地	ポールのク リニック	中区不老町 3丁目14番 地の5
同	医療法人コムニ カ	港南区港南 台三丁目17 番12号	ホームケア クリニック 横浜港南	港南区港南 台三丁目17 番12号

9 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	介護予防事 業所の名称	介護予防事 業所の所在地
令和3年 3月31日	医療法人社団一 準会	泉区岡津町 2,236番地	ポールのク リニック	中区不老町 3丁目14番 地の5

同	医療法人コムニ カ	港南区港南 台三丁目17 番12号	ホームケア クリニック 横浜港南	港南区港南 台三丁目17 番12号
令和3年 4月30日	林 敏 雄	鶴見区矢向 二丁目14番 7号	林 医 院	鶴見区矢向 二丁目14番 7号

10 介護予防事業者（介護予防通所リハビリテーション）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	介護予防事 業所の名称	介護予防事 業所の所在 地
令和3年 5月31日	医療法人緑樹会	青葉区しら とり台1番 地の12	介護老人保 健施設ベル ディーナ高 田	港北区高田 西三丁目1 番12号

11 介護予防事業者（介護予防短期入所療養介護）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	介護予防事 業所の名称	介護予防事 業所の所在 地
令和3年 5月31日	医療法人緑樹会	青葉区しら とり台1番 地の12	介護老人保 健施設ベル ディーナ高 田	港北区高田 西三丁目1 番12号

横浜市告示第 493 号

生活保護法に基づく指定介護機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項に規定する指定介護機関として、次のとおり辞退した。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文 子

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年6月30日	内堀陽二	港北区日吉本町二丁目22番13号	内堀医院	港北区新吉田東五丁目76番10号

2 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和3年6月30日	内堀陽二	港北区日吉本町二丁目22番13号	内堀医院	港北区新吉田東五丁目76番10号

横浜市告示第 494 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年8月1日	ハックドラッグベイタウン本牧5番街薬局	中区本牧原12番	薬局
同	すずらん薬局	港南区上大岡西二丁目3番1号	同
同	サン薬局南部在宅療養支援部	港南区上永谷二丁目11番1号	同
同	スギ薬局市ヶ尾店	青葉区市ヶ尾町1,063番地の14	同
同	スター薬局東戸塚店	戸塚区品濃町516番地の5	同
同	訪問看護ステーションハーベスト	南区大岡三丁目12番25号	訪問看護
同	看護クラーク横浜瀬谷	瀬谷区五貫目町10番地の38	同

横浜市告示第 495 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年7月1日	加藤薬局横浜駅西口店	西区北幸一丁目2番13号	薬局
令和3年9月1日	ミナミファーマシー	南区南太田一丁目10番1号	同
同	磯子センター薬局	磯子区洋光台一丁目15番7号	同
同	タツミ訪問看護ステーション鶴ヶ峰	旭区鶴ヶ峰一丁目30番地の11	訪問看護
同	訪問看護リハビリステーション楠の大樹	都筑区茅ヶ崎中央48番11号	同

横 浜 市 告 示 第 496 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (育 成 医 療 ・ 更 生
 医 療) の 変 更

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 123 号) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (育 成 医 療 ・ 更 生 医 療) か ら 、 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
令 和 3 年 7 月 31 日	光 薬 局	(新)保 土 ヶ 谷 区 星 川 二 丁 目 1 番 9 号	薬 局
		(旧)保 土 ヶ 谷 区 星 川 二 丁 目 1 番 13 号	

横浜市告示第 497 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文 子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年 3月31日	アポロ薬局港南 台店	港南区港南台三丁目 4番1号	薬局
令和3年 6月30日	小泉だるま薬局	保土ヶ谷区宮田町1 丁目1番地の1	同

横浜市告示第 498 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定した。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文 子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年8月1日	アポロ在宅クリニック	港北区新横浜二丁目17番地の11	病院又は診療所
同	東戸塚駅前なかやまクリニック 内視鏡内科・内科・心療内科	戸塚区品濃町516番地の5	同
同	スギ薬局 市ヶ尾店	青葉区市ヶ尾町1,063番地の14	薬局
同	ハックドラッグベイタウン本牧5番街薬局	中区本牧原12番	同
同	訪問看護ステーションハーベスト	南区大岡三丁目12番25号	訪問看護

横浜市告示第 499 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）
第7条第1項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を
指定した。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文 子

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
獅子ヶ谷市民の森	鶴見区獅子ヶ谷二丁目 216番の1及び244番	令和3年6月8日から 令和7年3月31日まで
（仮称）富岡東 三丁目市民の森	金沢区富岡東三丁目2, 126番	令和3年4月30日から 令和7年3月31日まで
熊野神社市民の森	港北区師岡町945番の 7及び945番の8	令和3年5月31日から 令和12年3月31日まで

横 浜 市 告 示 第 500 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 の 決 定

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 を 次 の と お り 決 定 し た。

そ の 関 係 図 書 は、横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の
縦 覧 に 供 す る。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画
青 葉 鴨 志 田 西 地 区 地 区 計 画
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
青 葉 区 鴨 志 田 町 地 内

横 浜 市 告 示 第 501 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 用 途 地 域 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 用 途
地 域 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 都 市 計 画 の 種 類

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 用 途 地 域

2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

(1) 追 加 す る 部 分

な し

(2) 削 除 す る 部 分

な し

(3) 変 更 す る 部 分

青 葉 区 鴨 志 田 町 地 内

横 浜 市 告 示 第 502 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 高 度 地 区 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 高 度
地 区 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 都 市 計 画 の 種 類

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 高 度 地 区

2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

(1) 追 加 す る 部 分

な し

(2) 削 除 す る 部 分

な し

(3) 変 更 す る 部 分

青 葉 区 鴨 志 田 町 地 内

横 浜 市 告 示 第 503 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 防 火 地 域 及 び 準 防 火 地 域 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 防 火
地 域 及 び 準 防 火 地 域 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 都 市 計 画 の 種 類

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 防 火 地 域 及 び 準 防 火 地 域

2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

(1) 追 加 す る 部 分

な し

(2) 削 除 す る 部 分

な し

(3) 変 更 す る 部 分

青 葉 区 鴨 志 田 町 地 内

横 浜 市 告 示 第 504 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 緑 化 地 域 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 緑 化
地 域 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 都 市 計 画 の 種 類

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 緑 化 地 域

2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

(1) 追 加 す る 部 分

な し

(2) 削 除 す る 部 分

な し

(3) 変 更 す る 部 分

青 葉 区 鴨 志 田 町 地 内

横 浜 市 告 示 第 505 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 区 域 区 分 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 区 域
区 分 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 都 市 計 画 の 種 類

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 区 域 区 分

2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

(1) 追 加 す る 部 分

な し

(2) 削 除 す る 部 分

な し

(3) 変 更 す る 部 分

青 葉 区 鴨 志 田 町 地 内

横浜市告示第 506 号

道路協力団体の指定

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の46第1項の規定に基づき、道路協力団体として、次の団体を指定した。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文子

団体名称	指定区域	指定期間
一般社団法人横浜西口エリアマネジメント	市道高島台第165号線 横浜市西区南幸一丁目 1番14地先から1番25 地先まで	令和3年8月10日から 令和6年8月9日まで

公 告

横 浜 市 公 告 第 494 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 届 出 の 概 要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒューリックみなとみらい
中区桜木町1丁目1番地の7

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社
代表取締役 橋 本 勝
東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社Yogibo Japan 代表取締役 木 村 誠 司 大阪府中央区瓦町3 丁目6番5号 ほか53者	ジュピターコーヒー株式会社 代表取締役 内 林 久 雄 東京都文京区本駒込 4丁目41番4号 ほか53者

(4) 変更の年月日

令 和 2 年 6 月 16 日 ほか

(5) 変更した理由

小売業者の出退店のため

2 届 出 年 月 日

令 和 3 年 7 月 21 日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 495 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コーナンP R O 上川井店
旭区上川井町33番地の4

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

コーナン商事株式会社
代表取締役 疋田 直太郎
堺市西区鳳東町4丁401番地の1

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) コーナンP R O 旭区上川井店 旭区上川井町33番地の1ほか	コーナンP R O 上川井店 旭区上川井町33番地の4

(4) 変更の年月日

令和2年6月24日

(5) 変更した理由

店舗名称の変更のため ほか

2 届出年月日

令和3年7月21日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 496 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターコーナン港北ニュータウン店
都筑区北山田五丁目13番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱HCキャピタル株式会社
代表取締役 柳 井 隆 博
東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳 井 隆 博 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

(4) 変更の年月日

令和3年4月1日

(5) 変更した理由

設置者の商号変更のため ほか

2 届出年月日

令和3年7月21日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第497号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サウスウッド

都筑区茅ヶ崎中央6番1号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社横浜都市みらい

代表取締役 椿 真吾

都筑区荏田東四丁目10番4号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社横浜都市みらい 代表取締役 森 本 剛 都筑区荏田東四丁目10番4号	株式会社横浜都市みらい 代表取締役 椿 真吾 都筑区荏田東四丁目10番4号

(4) 変更の年月日

令和3年6月18日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和3年7月26日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第498号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キーサウス

都筑区茅ヶ崎中央14番12号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社横浜都市みらい

代表取締役 椿 真吾

都筑区荏田東四丁目10番4号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社横浜都市みらい 代表取締役 森 本 剛 都筑区荏田東四丁目10番4号	株式会社横浜都市みらい 代表取締役 椿 真吾 都筑区荏田東四丁目10番4号

(4) 変更の年月日

令和3年6月18日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和3年7月26日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第499号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウンあいたい
都筑区中川中央一丁目1番3号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社横浜都市みらい
代表取締役 椿 真吾
都筑区荏田東四丁目10番4号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社横浜都市みらい 代表取締役 森 本 剛 都筑区荏田東四丁目10番4号	株式会社横浜都市みらい 代表取締役 椿 真吾 都筑区荏田東四丁目10番4号

(4) 変更の年月日

令和3年6月18日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和3年7月26日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 500 号

環 境 影 響 評 価 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。 ） 第 32 条 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 現 市 庁 舎 街 区 活 用 事 業 に 係 る 環 境 影 響 評 価 書 （ 以 下 「 評 価 書 」 と い う 。 ） の 提 出 が あ っ た の で 、 条 例 第 33 条 の 規 定 に 基 づ き 、 当 該 評 価 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 事 業 者 の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地
三 井 不 動 産 株 式 会 社 （ 代 表 事 業 者 ）
代 表 取 締 役 社 長 菰 田 正 信
東 京 都 中 央 区 日 本 橋 室 町 2 丁 目 1 番 1 号
- 2 対 象 事 業 の 名 称
横 浜 市 現 市 庁 舎 街 区 活 用 事 業
- 3 対 象 事 業 が 実 施 さ れ る べ き 区 域
中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地
- 4 縦 覧 場 所
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 環 境 創 造 局 政 策 調 整 部 環 境 影 響 評 価 課
中 区 日 本 大 通 35 番 地
横 浜 市 中 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
西 区 中 央 一 丁 目 5 番 10 号
横 浜 市 西 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
南 区 浦 舟 町 2 丁 目 33 番 地
横 浜 市 南 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
- 5 縦 覧 期 間
令 和 3 年 8 月 25 日 か ら 令 和 3 年 9 月 24 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 501 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 元 宮 一 丁 目 727 番 、 727 番 の 3 、 733 番 の 1 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
六 価 ク ロ ム 化 合 物 、 鉛 及 び そ の 化 合 物 、 砒 素 及 び そ の 化 合 物 、
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物 、 ほう 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 502 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
神 奈 川 区 恵 比 須 町 2 番 の 1 、 2 番 の 12 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 503 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
中 区 錦 町 12 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
砒 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 504 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
都 筑 区 池 辺 町 字 藪 前 3,914 番 の 3 及 び 3,905 番 の 3 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
砒 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 505 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 平 成
31 年 3 月 横 浜 市 公 告 第 152 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
瀬 谷 区 瀬 谷 四 丁 目 4 番 の 7 及 び 4 番 の 7 に 隣 接 す る 筆 界 未 定 （
2,449 番 の 2、2,450 番 の 2、2,453 番 の 3、2,467 番 の 2、2,
468 番 の 2、2,471 番 の 2 及 び 無 番 地）の 各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
テ トラクロロエチレン
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第 506 号

土地改良区の役員就退任の届出

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、横浜市都筑区東方北部土地改良区から次のとおり役員が退任し、及び就任した旨の届出があった。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文 子

1 退任した役員の住所及び氏名

役員の別	住 所	氏 名
理 事	都筑区東方町 1,237 番地	重 田 喜久男

2 就任した役員の住所及び氏名

役員の別	住 所	氏 名
理 事	都筑区東方町 1,237 番地の4	重 田 克 義

横浜市公告第 507 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文 子

公園の名称	位 置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
深谷町谷中公園	戸塚区深谷町 1,399 番の 4	別図のとおり 1,325 m ²	立入禁止	令和3年8月30日から令和3年12月15日まで

別図（省略）

横浜市公告第 508 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文 子

変更年月日	指定番号	名 称	代表者氏名	営業所所在地
令和3年 7月1日	11644	株式会社松浦 設備	松 浦 公 二	(新) 磯子区岡村 三丁目11番32 号
				(旧) 磯子区久木 町3番39号
令和3年 7月10日	00877	有限会社安室 設備	安 室 慶 和	(新) 藤沢市菖蒲 沢 889 番地
				(旧) 藤沢市葛原 2,286 番地の 1
令和3年 6月25日	00029	株式会社西原 衛生工業所横 浜支店	(新) 植 田 順 一	中区山下町23 番地
			(旧) 遠 藤 賢 治	
令和3年 6月22日	00174	杉山管工設備 株式会社	(新) 大 藤 晃 弘	平塚市四之宮 5丁目29番5 号
			(旧) 河 野 恭 輔	
令和3年 7月1日	30178	(新) 株式会社原 岡設備工業	原 岡 誠	泉区上飯田町 250番地の4
		(旧) 有限会社原 岡設備工業		

横浜市公告第 509 号

廃物の認定

横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成3年9月横浜市条例第31号）第15条第1項の規定に基づき、次の放置自動車及び沈船等は、この公告を行った日から起算して10日を経過したときは、廃物として認定する。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文 子

1 放置自動車

放置場所	車 名
西区浅間町	ヤマハ マジェスティ
金沢区釜利谷東六丁目	ホンダ フェージョン
金沢区富岡東六丁目	ダイハツ ミラ
鶴見区大黒ふ頭	スバル サンバー
鶴見区大黒ふ頭	トヨタ エステイマ
鶴見区下末吉六丁目	ヤマハ マジェスティ
都筑区勝田町	ホンダ 不明
戸塚区品濃町	カワサキ エリミネーター
神奈川区羽沢南三丁目	スズキ アルト

2 沈船等

放置場所	船 名
神奈川区守屋町	第五伊東丸
神奈川区守屋町	宝成丸
神奈川区子安通	不明
神奈川区子安通	不明

横 浜 市 公 告 第 510 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 公 園 の 変 更 案 の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 公 園 の 変 更 案 を 作 成 し た の で 、 都 市 計 画 法
(昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 17
条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 案 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る
。

こ の 案 に つ い て 意 見 が あ る 関 係 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 期 間
満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 公 園
3 ・ 2 ・ 1201 号 白 根 公 園
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
 - (1) 追 加 す る 部 分
な し
 - (2) 削 除 す る 部 分
な し
 - (3) 変 更 す る 部 分
旭 区 白 根 三 丁 目 地 内
- 3 縦 覧 期 間
令 和 3 年 8 月 25 日 か ら 令 和 3 年 9 月 8 日 ま で
- 4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課
- 5 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 期 間
令 和 3 年 8 月 25 日 か ら 令 和 3 年 9 月 8 日 ま で
- 6 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 場 所
旭 区 鶴 ヶ 峰 一 丁 目 4 番 地 の 12
横 浜 市 旭 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

横 浜 市 公 告 第 511 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 公 園 の 変 更 案 の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 公 園 の 変 更 案 を 作 成 し た の で 、 都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 案 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る

。 この 案 に つ い て 意 見 が あ る 関 係 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 公 園
2 ・ 2 ・ 816 号 谷 津 第 二 公 園
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
 - (1) 追 加 す る 部 分
な し
 - (2) 削 除 す る 部 分
な し
 - (3) 変 更 す る 部 分
金 沢 区 谷 津 町 地 内
- 3 縦 覧 期 間
令 和 3 年 8 月 25 日 か ら 令 和 3 年 9 月 8 日 ま で
- 4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課
- 5 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 期 間
令 和 3 年 8 月 25 日 か ら 令 和 3 年 9 月 8 日 ま で
- 6 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 場 所
金 沢 区 泥 亀 二 丁 目 9 番 1 号
横 浜 市 金 沢 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

横 浜 市 公 告 第 512 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 3 月 19 日 第 31 開 710 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
泉 区 和 泉 町 6,183 番 地 の 1
拓 陵 建 設 株 式 会 社
代 表 取 締 役 橋 本 正 和
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
保 土 ヶ 谷 区 上 菅 田 町 522 番 の 1 から 522 番 の 7 ま で 、 522 番 の
11 、 522 番 の 13 から 522 番 の 27 ま で 、 526 番 の 3 、 1,772 番 の 55
及 び 1,772 番 の 349 から 1,772 番 の 352 ま で

横 浜 市 公 告 第 513 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
 都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
 の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
 令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 令 和 2 年 7 月 1 日 第 2020 開 601 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 西 区 浅 間 町 1 丁 目 13 番 地 の 3
 株 式 会 社 す ま い
 代 表 取 締 役 田 邊 孔
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 港 南 区 港 南 台 八 丁 目 40 番 の 17 か ら 40 番 の 19 ま で 、 40 番 の 44 、 40
 番 の 51 か ら 40 番 の 53 ま で 、 40 番 の 55 、 40 番 の 57 、 40 番 の 59 、 40 番
 の 61 及 び 40 番 の 63 か ら 40 番 の 68 ま で

横 浜 市 公 告 第 514 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 7 月 27 日 第 2020 開 807 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
旭 区 二 俣 川 2 丁 目 8 番 地 の 9
テ イ ケ イ ホ ー ム 株 式 会 社
代 表 取 締 役 桐 田 藤 夫
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 鶴 ヶ 峰 二 丁 目 46 番 の 1 、 46 番 の 2 、 46 番 の 23 、 46 番 の 24 、
46 番 の 25 の 一 部 、 46 番 の 26 か ら 46 番 の 32 ま で 、 46 番 の 33 の 一 部 及
び 46 番 の 34 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 515 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 2 月 9 日 第 2020 開 816 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
旭 区 二 俣 川 2 丁 目 21 番 地 の 1
津 久 見 建 設 株 式 会 社
代 表 取 締 役 鷺 原 浩
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 南 希 望 が 丘 1 番 の 3 及 び 1 番 の 35 か ら 1 番 の 52 ま で

横 浜 市 公 告 第 516 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 3 月 19 日 第 2020 開 1413 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
さ いた ま 市 大 宮 区 桜 木 町 2 丁 目 286 番 地
株 式 会 社 アイ ダ 設 計
代 表 取 締 役 會 田 貞 光
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 宮 沢 三 丁 目 1 番 の 13 及 び 1 番 の 83 から 1 番 の 96 ま で

横 浜 市 公 告 第 517 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 4 月 2 日 第 2020 開 1613 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 千 代 田 区 二 番 町 8 番 地 の 8
株 式 会 社 セ ブ ン - イ レ ブ ン ・ ジ ャ パ ン
代 表 取 締 役 永 松 文 彦
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 上 飯 田 町 4,097 番 の 2 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 518 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2021 ・ 7 ・ 6 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 3 年 7 月 29 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
35.26 m
- 5 指 定 の 場 所
保 土 ヶ 谷 区 瀬 戸 ヶ 谷 町 298 番 の 6
- 6 申 請 者 の 氏 名
つ く み 住 研 株 式 会 社
代 表 取 締 役 大 川 義 弘

横 浜 市 公 告 第 519 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 2 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 8 月 3 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
4.00 m
- 4 廃 止 の 場 所
港 南 区 港 南 台 八 丁 目 40 番 の 17 、 40 番 の 18 及 び 40 番 の 19
- 5 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 す ま い
代 表 取 締 役 田 邊 孔

横 浜 市 公 告 第 520 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 廃 止 年 月 日

令 和 3 年 7 月 29 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

12.37 m

4 廃 止 の 場 所

鶴 見 区 上 の 宮 二 丁 目 359 番 の 5 及 び 359 番 の 6 の 各 一 部

横 浜 市 公 告 第 521 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃止年月日
令和3年8月10日
- 2 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 3 廃止部分の道路の延長
43.05 m
- 4 廃止の場所
中区矢口台3番及び6番の各一部

横 浜 市 公 告 第 522 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 8 月 4 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
5.76 m
- 4 廃 止 の 場 所
保 土 ヶ 谷 区 川 島 町 595 番 の 11 の 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 す ま い
代 表 取 締 役 田 邊 孔

横 浜 市 公 告 第 523 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 45 ・ 3 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 8 月 12 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
95.15 m
- 5 廃 止 の 場 所
金 沢 区 片 吹 110 番 の 67 地 先 から 132 番 の 15 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 524 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 39 ・ 104 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 7 月 27 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
60.90 m
- 5 廃 止 の 場 所
戸 塚 区 戸 塚 町 2,888 番 の 59 地 先 から 2,888 番 の 36 地 先 まで

横浜市公告第 525 号

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、川和町駅周辺西地区土地区画整理組合から、次のとおり理事の氏名及び住所の届出があった。

令和3年8月25日

横浜市長 林 文子

退任した理事

氏 名	住 所
石 渡 重 昭	都 筑 区 川 和 町 2,554 番 地
鮫 嶋 徳 男	都 筑 区 川 和 町 2,163 番 地
信 田 幸 雄	都 筑 区 川 和 町 1,259 番 地

横 浜 市 公 告 第 526 号

土 地 区 画 整 理 組 合 の 定 款 及 び 事 業 計 画 変 更 の 認 可

土 地 区 画 整 理 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ） 第 39 条 第 1 項 の 規 定 に
基 づ き 、 土 地 区 画 整 理 組 合 の 定 款 及 び 事 業 計 画 の 変 更 を 次 の と お り
認 可 し た 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 組 合 の 名 称
川 向 町 南 耕 地 地 区 土 地 区 画 整 理 組 合
- 2 事 業 施 行 期 間
平 成 30 年 3 月 23 日 か ら 令 和 5 年 3 月 31 日 ま で
- 3 施 行 地 区
都 筑 区 川 向 町 の 一 部 及 び 東 方 町 の 一 部
- 4 事 務 所 の 所 在 地
都 筑 区 川 向 町 356 番 地
- 5 設 立 認 可 年 月 日
平 成 30 年 3 月 23 日
- 6 変 更 認 可 年 月 日
令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 公 告 第 527 号

土 地 区 画 整 理 組 合 の 定 款 変 更 の 認 可

土 地 区 画 整 理 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ） 第 39 条 第 1 項 の 規 定 に
基 づ き 、 土 地 区 画 整 理 組 合 の 定 款 の 変 更 を 次 の と お り 認 可 し た 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 組 合 の 名 称
泉 ゆ め が 丘 土 地 区 画 整 理 組 合
- 2 事 業 施 行 期 間
平 成 26 年 8 月 15 日 か ら 令 和 5 年 3 月 31 日 ま で
- 3 施 行 地 区
泉 区 下 飯 田 町 、 和 泉 町 及 び 和 泉 中 央 南 五 丁 目 の 各 一 部
- 4 事 務 所 の 所 在 地
泉 区 和 泉 町 3,243 番 地 の 1
- 5 設 立 認 可 年 月 日
平 成 26 年 8 月 15 日
- 6 変 更 認 可 年 月 日
令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 公 告 第 528 号

川向町南耕地地区土地区画整理組合の事業計画変更の認可に係る関係図書の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第4項の規定に基づき、川向町南耕地地区土地区画整理組合の事業計画について変更認可の公告をしたので、同条第2項において準用する同法第21条第6項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年8月25日

横 浜 市 長 林 文 子

1 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局市街地整備部市街地整備推進課

2 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

横 浜 市 公 告 第 529 号

市街地再開発組合の定款変更の認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和3年8月25日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 組合の名称
瀬谷駅南口第1地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成28年12月5日から令和5年3月31日まで
- 3 施行地区
瀬谷区瀬谷四丁目1番の3、2番の1から2番の15まで、3番の1から3番の17まで、4番の1から4番の7まで、5番の24から5番の26まで、5番の29、5番の30、24番の67、24番の68、（筆界未定 2,449番の2、2,450番の2、2,453番の3、2,467番の2、2,468番の2及び2,471番の2）の一部、2,475番の4の一部、2,475番の5、2,475番の10、2,475番の11、2,476番の7、（筆界未定 2,476番の8及び2,480番の5）の一部、2,479番の4、2,479番の6、2,480番の7、2,482番の4の一部、2,483番の3の一部、2,483番の4、2,512番の3、2,512番の5及び無地番並びに瀬谷五丁目（筆界未定 2,259番の3及び2,259番の9）の一部、2,259番の8の一部及び（筆界未定 2,260番の3、2,270番の3及び2,280番の4）の一部
- 4 事務所の所在地
瀬谷区中央1番地の6
- 5 設立認可の年月日
平成28年12月5日
- 6 定款変更の認可年月日
令和3年8月25日

達

達 第 25 号

庁 中 一 般

横 浜 市 郵 送 請 求 事 務 セ ン タ ー 規 程 の 一 部 改 正

横 浜 市 郵 送 請 求 事 務 セ ン タ ー 規 程 (平 成 26 年 1 月 達 第 1 号) の 一
部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

第 1 条 中 「 第 9 号 」 を 「 第 10 号 」 に 改 め る 。

第 2 条 第 1 号 中 「 又 は 」 を 「 若 し く は 」 に 、 「 よ り 送 付 さ れ た も
の 等 」 を 「 よ る も の 等 又 は 電 子 情 報 処 理 組 織 (市 長 の 使 用 に 係 る 電
子 計 算 機 (入 出 力 装 置 を 含 む 。 以 下 同 じ 。) と 請 求 を す る 者 の 使 用
に 係 る 電 子 計 算 機 と を 電 気 通 信 回 線 で 接 続 し た 電 子 情 報 処 理 組 織 を
い う 。) を 使 用 す る 方 法 (以 下 「 電 子 申 請 」 と い う 。) に よ る も の
」 に 改 め 、 「 受 理 及 び 」 の 次 に 「 郵 便 等 に よ る 」 を 加 え 、 同 条 第 2
号 中 「 よ り 送 付 さ れ た も の 等 」 を 「 よ る も の 等 又 は 電 子 申 請 に よ る
も の 」 に 改 め 、 「 受 理 及 び 」 の 次 に 「 郵 便 等 に よ る 」 を 加 え 、 同 条
第 3 号 及 び 第 4 号 中 「 よ り 送 付 さ れ た 」 を 「 よ る 」 に 改 め 、 「 受 理
及 び 」 の 次 に 「 郵 便 等 に よ る 」 を 加 え 、 同 条 第 5 号 中 「 よ り 送 付 さ
れ た も の 等 」 を 「 よ る も の 等 又 は 電 子 申 請 に よ る も の 」 に 改 め 、 「
及 び 」 の 次 に 「 郵 便 等 に よ る 」 を 加 え 、 同 条 第 6 号 中 「 よ り 送 付 さ
れ た 」 を 「 よ る 」 に 改 め 、 「 及 び 」 の 次 に 「 郵 便 等 に よ る 」 を 加 え
、 同 条 第 7 号 中 「 よ り 送 付 さ れ た も の 等 」 を 「 よ る も の 等 又 は 電 子
申 請 に よ る も の 」 に 改 め 、 「 及 び 」 の 次 に 「 郵 便 等 に よ る 」 を 加 え
、 同 条 第 8 号 中 「 よ り 送 付 さ れ た 」 を 「 よ る も の 等 又 は 電 子 申 請 に
よ る 」 に 改 め 、 「 及 び 」 の 次 に 「 郵 便 等 に よ る 」 を 加 え 、 同 条 第 9
号 か ら 第 13 号 中 「 よ り 送 付 さ れ た 」 を 「 よ る 」 に 改 め 、 「 及 び 」 の
次 に 「 郵 便 等 に よ る 」 を 加 え 、 第 14 号 を 第 15 号 と し 、 第 9 号 か ら 第
13 号 ま で を 1 号 ず つ 繰 り 下 げ 、 同 条 第 8 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る
。

- (9) 印 鑑 登 録 証 明 書 の 交 付 の 申 請 (横 浜 市 印 鑑 条 例 (昭 和 52 年 3
月 横 浜 市 条 例 第 23 号) 第 17 条 第 4 項 の 規 定 に よ る も の に 限 る 。
) の 受 理 及 び 郵 便 等 に よ る 交 付 に 関 す る 事 務

附 則

こ の 達 は 、 令 和 3 年 9 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

区 告 示

南区告示第11号（令和3年8月3日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、通町1・2丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年8月3日

横浜市南区長 松 山 弘 子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名	望 月 昭	新 木 康 稔
及び住所	南区通町1丁目3番地	南区通町2丁目32番地

鶴見区告示第11号（令和3年8月11日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、栄町三・四丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年8月11日

横浜市鶴見区長 森 健 二

変更した事項	変更前	変更後
区域	本会の区域は、横浜市鶴見区栄町通3・4丁目全域とする。（但し、栄町通4丁目49番地1～5、11、12、24、26、27、30、31、50番地1を除く）	本会の区域は、横浜市鶴見区栄町通3・4丁目全域とする。（但し、栄町通4丁目49番地2～5、11、12、24、26、27、30、31、50番地1を除く）

鶴見区告示第12号（令和3年8月11日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、東寺尾第二自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年8月11日

横浜市鶴見区長 森 健 二

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	澤 野 肇 鶴見区東寺尾二丁目13 番4号	今 井 隆 鶴見区東寺尾二丁目4 番5号

旭区告示第21号（令和3年8月12日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、南希望が丘山王塚自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年8月12日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	山 本 元 雄 旭区南希望が丘 121 番 地の 8	埜 嘉 郎 旭区南希望が丘 105 番 地の 40

旭区告示第22号（令和3年8月12日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、中白根町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年8月12日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	佐藤 勝 旭区白根八丁目33番15号	金平光雄 旭区白根七丁目24番9号

中 区 告 示 第 2 号

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 本 牧 大 鳥 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た
。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 中 区 長 直 井 ユ カ リ

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	金 子 豊 中 区 本 牧 満 坂 136 番 地	鈴 木 孝 始 中 区 本 牧 町 一 丁 目 254 番 地
主 たる 事 務 所 の 所 在 地	中 区 本 牧 満 坂 136 番 地	中 区 本 牧 町 一 丁 目 254 番 地

磯子区告示第27号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、磯子センチュリー自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年8月25日

横浜市磯子区長 猪俣 宏 幸

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	齊 藤 陸 男 磯子区森一丁目14番6号	塚 田 一 雄 磯子区森一丁目14番6 - 1110号

区 公 告

緑区公告第51号（令和3年7月30日掲示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和3年7月30日

横浜市緑区長 岡 田 展 生

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 25 - 20 浜 横浜	令和2年8月14日

都 筑 区 公 告 第 49 号 (令 和 3 年 8 月 6 日 掲 示 済)

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 3 年 8 月 6 日

横 浜 市 都 筑 区 長 佐 藤 友 也

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 30 - 60 浜 横 浜	平 成 27 年 10 月 10 日
横 27 - 67 浜 横 浜	平 成 28 年 2 月 3 日
横 23 - 10 浜 横 浜	平 成 28 年 8 月 31 日
横 27 - 64 浜 横 浜	平 成 28 年 10 月 26 日
横 20 - 05 浜 横 浜	平 成 29 年 3 月 15 日
横 31 - 25 浜 横 浜	平 成 29 年 5 月 7 日
横 31 - 27 浜 横 浜	平 成 29 年 5 月 15 日
横 29 - 58 浜 横 浜	平 成 29 年 6 月 2 日

横 34 - 89 浜 横 浜	平 成 29 年 6 月 11 日
横 22 - 11 浜 横 浜	平 成 29 年 6 月 13 日
横 34 - 81 浜 横 浜	平 成 29 年 6 月 22 日
横 34 - 74 浜 横 浜	令 和 元 年 6 月 24 日
横 23 - 54 浜 横 浜	令 和 元 年 7 月 4 日
横 21 - 71 浜 横 浜	令 和 元 年 7 月 4 日
横 40 - 52 浜 横 浜	令 和 元 年 8 月 19 日
横 38 - 75 浜 横 浜	令 和 元 年 9 月 30 日
横 39 - 91 浜 横 浜	令 和 元 年 11 月 2 日
横 40 - 59 浜 横 浜	令 和 元 年 12 月 1 日

横 34 - 80 浜 横 浜	令 和 元 年 12 月 21 日
横 37 - 95 浜 横 浜	令 和 2 年 1 月 26 日
横 34 - 85 浜 横 浜	令 和 2 年 3 月 2 日
横 37 - 94 浜 横 浜	令 和 2 年 3 月 4 日
横 29 - 41 浜 横 浜	令 和 2 年 3 月 14 日
横 39 - 88 浜 横 浜	令 和 2 年 3 月 24 日
横 38 - 83 浜 横 浜	令 和 2 年 6 月 3 日
横 38 - 73 浜 横 浜	令 和 2 年 9 月 11 日
横 38 - 76 浜 横 浜	令 和 2 年 10 月 4 日
横 25 - 59 浜 横 浜	令 和 2 年 11 月 25 日

横 40 - 41 浜 横 浜	令 和 3 年 1 月 23 日
横 30 - 63 浜 横 浜	令 和 3 年 4 月 24 日

水 道 局

横浜市水道局水道事務所規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年8月6日

横浜市水道事業管理者

水道局長 大久保 智 子

水道局規程第13号（令和3年8月6日揭示済）

横浜市水道局水道事務所規程の一部を改正する規程

横浜市水道局水道事務所規程（平成28年3月水道局規程第3号）
の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（担任地域の特例）

第4条 災害時その他水道事業管理者が必要と認めた場合には、各水道事務所は第2条で規定する担任地域以外における前条に規定する事務を行うことができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

令和3年度における横浜市水道局企業職員の夏季休暇の特例に関する規程をここに公布する。

令和3年8月6日

横浜市水道事業管理者

水道局長 大久保 智 子

水道局規程第14号（令和3年8月6日揭示済）

令和3年度における横浜市水道局企業職員の夏季休暇の特例に関する規程

横浜市水道局企業職員休暇規程（平成4年3月水道局規程第5号）第5条第9号の規定の令和3年度における適用については、同号中「6月1日から9月30日まで」とあるのは「6月1日から12月31日まで」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（この規程の失効）

2 この規程は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

交 通 局

令和3年度における横浜市交通局企業職員就業規程の特例に関する規程をここに公布する。

令和3年8月25日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第13号

横浜市交通局企業職員就業規程の特例に関する規程

横浜市交通局企業職員就業規程（平成23年7月29日交通局規程第8号）第45条第3項第9号の規定の令和3年度における適用については、同号中「6月1日から9月30日まで」とあるのは、「6月1日から12月31日まで」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（この規程の失効）

2 この規程は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

教 育 委 員 会

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月25日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

横浜市教育委員会規則第9号

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年横浜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第19条の2の表に次のように加える。

横浜市立緑園義務教育学校	横浜市立義務教育学校	緑園学園
--------------	------------	------

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

市 選 挙 管 理 委 員 会

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 14 号 （ 令 和 3 年 8 月 10 日 掲 示 済 ）

補 欠 選 挙 を 行 う べ き 事 由 の 発 生

横 浜 市 議 会 議 員 太 田 正 孝 が 、 令 和 3 年 8 月 8 日 に 横 浜 市 長 選 挙 の 候 補 者 と な っ た こ と に 伴 い 、 横 浜 市 議 会 議 員 磯 子 区 選 挙 区 に お け る 議 員 の 欠 員 の 数 が 、 公 職 選 挙 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 100 号 ） 第 113 条 第 1 項 第 6 号 に 該 当 し 、 横 浜 市 議 会 議 員 磯 子 区 選 挙 区 補 欠 選 挙 を 行 う べ き 事 由 が 生 じ た 。

令 和 3 年 8 月 10 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 菅 野 義 矩

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 16 号

選 挙 人 名 簿 の 登 録 に つ い て の 被 登 録 資 格 の 決 定 の 基 準 と
な る 日 等

横 浜 市 議 会 議 員 磯 子 区 選 挙 区 補 欠 選 挙 に お け る 公 職 選 挙 法 (昭 和
25 年 法 律 第 100 号) 第 22 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 選 挙 人 名 簿 へ の 登 録
の 被 登 録 資 格 の 決 定 の 基 準 と な る 日 は 、 次 の と お り と す る 。
令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 菅 野 義 矩

- 1 被 登 録 資 格 の 決 定 の 基 準 と な る 日
令 和 3 年 9 月 16 日
た だ し 、 年 齢 に つ い て は 選 挙 の 期 日 と す る 。
- 2 登 録 を 行 う 日
令 和 3 年 9 月 16 日

人 事 委 員 会

令和3年度における一般職職員の夏季休暇の特例に関する規則をここに公布する。

令和3年8月2日

横浜市人事委員会

委員長 水 地 啓 子

横浜市人事委員会規則第18号（令和3年8月2日揭示済）

令和3年度における一般職職員の夏季休暇の特例に関する規則

横浜市一般職職員の休暇に関する規則（平成4年3月横浜市人事委員会規則第4号）第4条第1項第9号の規定の令和3年度における適用については、同号中「6月1日から9月30日まで」とあるのは、「6月1日から12月31日まで」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

横 浜 市 人 事 委 員 会 公 告 第 1 号

任 用 候 補 者 名 簿 の 失 効

職 員 の 任 用 に 関 す る 規 則 （ 平 成 19 年 3 月 横 浜 市 人 事 委 員 会 規 則 第 17 号 ） 第 40 条 第 1 項 第 2 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 任 用 候 補 者 名 簿 を 令 和 3 年 8 月 2 日 に 失 効 さ せ た の で 公 告 す る 。

令 和 3 年 8 月 25 日

横 浜 市 人 事 委 員 会

委 員 長 水 地 啓 子

1 採 用 候 補 者 名 簿

- (1) 横 浜 市 職 員 （ 大 学 卒 程 度 ・ 技 術 先 行 実 施 枠 ） 採 用 候 補 者 名 簿 （ 令 和 元 年 6 月 10 日 確 定 分 ）
- (2) 横 浜 市 行 政 職 員 （ 大 学 卒 程 度 ） 採 用 試 験 採 用 候 補 者 名 簿 （ 令 和 元 年 8 月 21 日 確 定 分 ）
- (3) 横 浜 市 行 政 職 員 （ 大 学 卒 程 度 ） 採 用 試 験 採 用 候 補 者 名 簿 （ 令 和 元 年 8 月 7 日 確 定 分 ）
- (4) 横 浜 市 行 政 職 員 （ 免 許 資 格 職 ） 採 用 試 験 採 用 候 補 者 名 簿 （ 令 和 元 年 8 月 21 日 確 定 分 ）
- (5) 横 浜 市 行 政 職 員 （ 事 務 A 、 事 務 B 及 び 事 務 C ） 採 用 選 考 採 用 候 補 者 名 簿 （ 令 和 元 年 10 月 23 日 確 定 分 ）
- (6) 横 浜 市 行 政 職 員 （ 高 校 卒 程 度 ） 採 用 試 験 採 用 候 補 者 名 簿 （ 令 和 元 年 11 月 13 日 確 定 分 ）
- (7) 横 浜 市 行 政 職 員 （ 免 許 資 格 職 ） 採 用 試 験 採 用 候 補 者 名 簿 （ 令 和 元 年 11 月 27 日 確 定 分 ）
- (8) 横 浜 市 職 員 （ 社 会 人 ） 採 用 試 験 採 用 候 補 者 名 簿 （ 平 成 30 年 12 月 5 日 確 定 分 ）
- (9) 横 浜 市 職 員 （ 社 会 人 ） 採 用 試 験 採 用 候 補 者 名 簿 （ 令 和 元 年 12 月 9 日 確 定 分 ）
- (10) 横 浜 市 職 員 （ 社 会 人 ） 採 用 試 験 採 用 候 補 者 名 簿 （ 令 和 元 年 12 月 9 日 確 定 分 ）
- (11) 横 浜 市 職 員 （ 大 学 卒 程 度 ・ 技 術 先 行 実 施 枠 ） 採 用 候 補 者 名 簿 （ 令 和 2 年 8 月 12 日 確 定 分 ）
- (12) 横 浜 市 行 政 職 員 （ 免 許 資 格 職 ） 採 用 試 験 採 用 候 補 者 名 簿 （ 令 和 2 年 8 月 26 日 確 定 分 ）
- (13) 横 浜 市 行 政 職 員 （ 事 務 A 、 事 務 B 及 び 事 務 C ） 採 用 選 考 採 用 候 補 者 名 簿 （ 令 和 2 年 10 月 28 日 確 定 分 ）
- (14) 横 浜 市 行 政 職 員 （ 高 校 卒 程 度 ） 採 用 試 験 採 用 候 補 者 名 簿 （ 令 和 2 年 11 月 11 日 確 定 分 ）
- (15) 横 浜 市 職 員 （ 社 会 人 ） 採 用 試 験 採 用 候 補 者 名 簿 （ 令 和 2 年 12 月 10 日 確 定 分 ）
- (16) 横 浜 市 職 員 （ 社 会 人 ） 採 用 試 験 採 用 候 補 者 名 簿 （ 令 和 2 年 12

月 10 日 確 定 分)

- (17) 就職氷河期世代を対象とした横浜市職員採用試験採用候補者名簿 (令和2年12月10日確定分)
 - (18) 横浜市学校事務職員採用試験採用候補者名簿 (令和元年8月7日確定分)
 - (19) 横浜市学校事務職員採用試験採用候補者名簿 (令和2年8月12日確定分)
 - (20) 横浜市学校栄養職員採用試験採用候補者名簿 (令和元年11月27日確定分)
 - (21) 横浜市学校栄養職員採用試験採用候補者名簿 (令和2年11月25日確定分)
 - (22) 横浜市学校事務職員採用選考採用候補者名簿 (令和元年10月23日確定分)
 - (23) 横浜市学校事務職員採用選考採用候補者名簿 (令和2年10月28日確定分)
 - (24) 横浜市消防職員 (大学卒程度) 採用試験採用候補者名簿 (令和元年8月28日確定分)
 - (25) 横浜市消防職員 (大学卒程度) 採用試験採用候補者名簿 (令和2年9月2日確定分)
 - (26) 横浜市消防職員 (高校卒程度) 採用試験採用候補者名簿 (令和元年11月27日確定分)
 - (27) 横浜市消防職員 (高校卒程度) 採用試験採用候補者名簿 (令和2年11月25日確定分)
 - (28) 横浜市企業局行政職員 (高校卒程度) 採用試験採用候補者名簿 (令和元年11月13日確定分)
 - (29) 横浜市企業局行政職員 (高校卒程度) 採用試験採用候補者名簿 (令和2年11月11日確定分)
- 2 昇任候補者名簿
- (1) 平成29年度係長昇任候補者名簿 (平成29年12月6日確定分)
 - (2) 令和元年度 (2019年度) 係長・消防司令昇任候補者名簿 (令和元年12月4日確定分)
 - (3) 令和元年度 (2019年度) 専任職昇任選考昇任候補者名簿 (令和元年12月9日確定分)
 - (4) 令和2年度 (2020年度) 専任職昇任選考昇任候補者名簿 (令和2年12月10日確定分)
 - (5) 令和元年度 (2019年度) 専任職昇任選考昇任候補者名簿 (令和元年12月9日確定分)
 - (6) 令和2年度 (2020年度) 専任職昇任選考昇任候補者名簿 (令和2年12月10日確定分)
- 3 転職候補者名簿

- (1) 令和元年度（2019年度）行政職員転職試験転職候補者名簿（令和元年11月27日確定分）
- (2) 令和2年度（2020年度）行政職員転職試験転職候補者名簿（令和2年11月27日確定分）

市会

横浜市会規程第3号

横浜市会政務活動費の交付に関する条例施行規程等の一部を次のように改正する。

令和3年8月25日

横浜市会議長 清水 富雄

(横浜市会政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 横浜市会政務活動費の交付に関する条例施行規程(平成13年3月横浜市会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第4号様式までの規定中「㊟」を削る。

第5号様式表面中「㊟」を削り、同様式裏面中「㊟」を削り、同様式裏面注意3中「の記載及び押印をして」を「を記載して」に改める。

第6号様式表面中「㊟」を削る。

(政治倫理の確立のための横浜市会議員の資産等の公開に関する規程の一部改正)

第2条 政治倫理の確立のための横浜市会議員の資産等の公開に関する規程(平成7年12月横浜市会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第11条中「認印するとともに、」を削り、「訂正年月日を報告書に」を「訂正年月日を」に改める。

第1号様式から第5号様式までの規定中「㊟」を削る。

(横浜市会委員会傍聴規程の一部改正)

第3条 横浜市会委員会傍聴規程(令和2年5月横浜市会規程第2号)の一部を次のように改正する。

第14条中「(昭和25年4月横浜市会規則第1号)」を削る。

第3号様式中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市会政務活動費の交付に関する条例施行規程の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、使用することができる。

職員共済組合

横浜市職員共済組合公告第9号（令和3年6月24日揭示済）

令和3年度変更事業計画及び予算

令和3年6月24日において決裁を経た令和3年度変更事業計画及び予算を横浜市職員共済組合定款（昭和37年12月横浜市職員共済組合公告第1号）第37条の規定により、公告する。

令和3年6月24日

横浜市職員共済組合

理事長 平原 敏 英

令和3年度横浜市職員共済組合変更事業計画及び予算
別冊のとおり